

# 仕 様 書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室  
(担当：小西、大野 Tel 222-3960)

件 名	市営保育所除草作業（京北地域）
履行期限	契約の日の翌日から令和8年10月10日まで
実施場所	ひかり保育所、弓削保育所、周山保育所（別紙1のとおり）
契約条件	<p><b>1 平米</b></p> <p>(1) ひかり保育所 約800平米 (2) 弓削保育所 約1200平米 (3) 周山保育所 約1320平米</p> <p><b>2 実施回数</b> 各保育所1回</p> <p><b>3 実施日</b> 各保育所が希望する時期に行うこととし、実施日及び時間帯、実施箇所については、事前に保育所長と協議、調整を行い、了解を得ること。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 刈草の処理及び周辺清掃などの一切を含む。 (2) 刈り込みについては、園児に危険がないよう、保育所長の指示に従うこと。 (3) 作業の実施にあたり疑義が生じた場合は、幼保総合支援室又は保育所長の指示を受けること。 (4) 業務で発生した資源化可能な刈草については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。 (5) 可能な限り、現地を視察のうえ、見積書を提出すること。 なお、現地視察に係る費用はお支払いできません。 (6) 現地視察の際は、保育所に事前に連絡のうえ、日程調整を行うこと。</p> <p><b>5 料金の支払い</b></p> <p>(1) 実施業者は最終実施日の属する月の翌月15日までに請求を行うこと。 (2) 請求時に、実施内容を確認できる書類を添付すること。 (3) 京都市は請求があった日から30日以内に料金を支払うものとする。</p>

## 令和8年度 市営保育所一覧

別紙1

保育所名	電話番号	所長	区	郵便番号	所在地
ひかり	853-0031	野尻 美紀	右	601-0313	京北井戸町丸山110
弓削	854-0150	山本 晃子	右	601-0534	京北下弓削町狭間谷6-1
周山	852-0573	和田 ゆり子	右	601-0252	京北五本松町西山24-3